

川崎市介護保険事業者指定基準条例における独自基準の考え方

川崎市では、介護保険法（平成9年法律第123号）第74条第2項等の規定に基づき、介護保険事業の種類ごとに、人員、設備及び運営の基準に関する条例を定めています。

これらの基準条例は、国が定める基準省令に準じて定めていますが、一部、本市独自の基準及び考え方（いわゆる解釈）を設けており、その内容は別紙のとおりです。

なお、本書に記載のない解釈については、国が定める解釈通知をもって運営上の解釈とします。